

【第28次地方制度調査会専門小委員会（16. 4. 26）資料】

第28次地方制度調査会審議事項に関する論点メモ

1 道州制のあり方

(1) 道州制の基本的性格、役割

- 道州制を導入する意義、目的やその役割についてどのように考えるのか。
- 道州は、広域自治体と基礎自治体の二層制を前提として設置することとするか。
- 国と道州の役割をどのように考えるのか。また、国の地方支分部局の権限をどこまで、どのように道州に移管するか。

(2) 道州制の仕組み

- 議決機関、執行機関、補助機関のあり方についてどのように考えるのか。
- 住民の直接公選による長と議会の二元代表制であることでよいのか。
- 道州の区域、設置は法律で具体的に定めるのか、都道府県の発意による手続とするのか。
- 全国一斉に道州に移行するのか、一定の要件に合致した場合に順次道州に移行することとするのか。
- 首都圏、近畿圏、中部圏など、人口や経済集積等において他の圏域と著しく異なる圏域について、同じ制度でよいのか。
- 国と道州の調整システムをどうするか。
- 道州制を導入するとしても、当分の間、都道府県を存続させ、一定の役割を持たせるべきかどうか。

2 大都市制度のあり方

- 大都市圏における広域行政のあり方についてどのように考えるのか。現行の指定都市等のように、都道府県との役割分担の下に大都市制度を考えるのか、それとも、特別市のように広域自治体から独立した制度を考えるのか。都区制度についてどのように考えるのか。
- 大都市における住民自治の強化についてどのように考えるのか。
- 中核市、特例市のあり方についてどのように考えるのか。

<その他地方六団体からの意見>

- 指定都市制度を見直すこと。

3 地方行政の弾力化

- 長と議会の二代表制以外の多様な制度の導入について議論するかどうか。
- 国と地方公共団体との役割分担のあり方（国の法令と条例のあり方など）。
- 長を補佐する補助機関（副知事、助役、吏員など）のあり方についてどのように考えるのか。
- 出納機関（出納長、収入役及びこれを補助する機関）のあり方についてどのように考えるのか。
- 職員の兼職禁止のあり方についてどのように考えるのか。
- 予算に関する基本的事項についてどのように考えるのか。（歳入歳出予算の款項目の区分など）
- 契約に関する基本的事項についてどのように考えるのか。（契約の方式の多様化など）
- 財産に関する基本的事項についてどのように考えるのか。（行政財産制度の弾力化など）
- 行政委員会制度（教育委員会、農業委員会など）を見直すべきではないか。

- 小規模な市町村のあり方についてどのように考えるのか。

<その他地方六団体からの意見>

- 地方公共団体の事務に関する個別の法令上の規制についての見直しを検討すべき。

4 議会のあり方

- 地方分権の進展に伴い、議会に求められる役割についてどのように考えるのか。
- 住民参加と議会との関係についてどのように考えるのか。
- 議決事項のあり方についてどのように考えるのか。
- 議会の組織のあり方についてどのように考えるのか。
- 議会運営のルールのあり方についてどのように考えるのか。
- 議員の定数、報酬（処遇）についてどのように考えるのか。
- 女性やサラリーマン等の立候補を容易にするための方策を考えるべきではないか。
- 議員の兼職禁止、兼業禁止のあり方についてどのように考えるのか。

<その他地方六団体からの意見>

- 執行機関に対する監視機能のあり方についてどのように考えるのか。
- 小規模町村の町村総会への円滑な移行ができるような措置を検討すべき。

5 地方税財政制度のあり方

- 地方分権に対応した地方税財政制度のあり方